

本計画において「大切にしたい視点」

基本理念のもと、次のような視点を大切にしていきます。

1 「気にかける・気かけあう」地域づくりの推進

【地域における共助・共生の視点】

【排除抑止・権利擁護・社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の視点】

地域に暮らす一人ひとりが、お互いの存在を意識し変化に気づくこと「気にかける」と、お互いを思いやり支えあう「気かけあう」視点を大切にすることで、こうした社会的に援助が必要な人も含め、全ての住民が地域で自分らしく、孤立することなく暮らしていける地域づくりを進めます。

2 だれもが地域でつながり支えあうまちづくり

【新たな地域コミュニティづくりの視点】

近隣の関係づくりによる日頃からの見守り体制の構築や、コミュニティ間の連携促進など、全ての住民が地域で孤立することなく、だれもが地域でつながり、支えあって暮らせるまちづくりをめざします。

3 だれもが「地域の参加者」「ふくしの担い手」

【住民主体の福祉コミュニティ形成の視点】

全ての住民が地域の一員として社会のつながりを持ち、住民同士が困った時はいつでも支えあうことのできる地域社会の実現に向け、住民主体の地域づくりと福祉コミュニティ形成の視点に立って、福祉のまちづくりを進めていきます。

4 個性と多様性を尊重し、互いを認めあい共生するまち

【人権尊重と多様性・共生の視点】

年齢や性別、国籍、社会的立場などの違いに関わらず、一人ひとりが地域社会の一員としての多様性を理解しあい、互いの人権を尊重し、ともに生きともに暮らせる人権尊重と共生社会の実現をめざします。

5 地域団体、NPO、企業などの強みや特性を活かす交流と連携

【多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)の視点】

地域活動団体や組織のそれぞれの強みや特性、魅力を活かした連携や協働により、地域福祉を推進するという、多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)の視点をまちづくりに活かします。

6 ふくしのまなびから生まれた場をはぐくむ・つなげる

【福祉人材の育成と地域社会への参加支援の視点】

幅広い世代・属性の住民に対し、さまざまな取り組みやアプローチを通じて、福祉をまなび、地域の課題をみんなで考える場をつくり、こうしたまなびの場を継続・発展させ実践につなげることで地域の課題の解決をめざします。

幅広い世代・属性の住民に対し、さまざまな取り組みやアプローチを通じて、福祉をまなび、地域の課題をみんなで考える場をつくり、こうしたまなびの場を継続・発展させ実践につなげることで地域の課題の解決をめざします。

編集・発行：大阪市北区役所 福祉課 〒530-8401 大阪市北区扇町2丁目1番27号
電話：06-6313-9857 FAX：06-6313-9905

協力：社会福祉法人 大阪市北区社会福祉協議会

概要版

第3期 大阪市北区地域福祉計画(案)

2025(令和7)年3月 策定予定

大阪市北区地域福祉計画とは

- 大阪市では、「大阪市地域福祉計画(第1期:2004(平成16)年度~2008(平成20)年度)(第2期:2009(平成21)年度~2011(平成23)年度)」を策定し、平成24(2012)年12月には、新しい住民自治の実現に向けて策定された「市政改革プラン」に基づく、「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)の考え方のもと、地域福祉においても、それぞれの区が、地域の実情に応じて主体的に取り組むことを支援するため、方向性や取り組むべき課題、考え方を示した「大阪市地域福祉推進指針」が示されました。
- その後、少子高齢化の進展や家族構成の変化、就労形態の多様化など社会経済状況の変化に伴い、より一層複雑化する福祉課題に対応するため、「大阪市地域福祉基本計画(第1期:2018(平成30)年度~2020(令和2)年度);第2期:2021(令和3)年度~2023(令和5)年度)」を策定し、今般新たに2024(令和6)年度~2026(令和8)年度)」を期間とする第3期大阪市地域福祉基本計画を定め、取り組みを継続することとしています。
- 北区においてもこの指針に沿い、地域福祉を推進するための基盤やしきみづくりを進めるため、「大阪市北区地域福祉計画(第1期:2015(平成27)年度~2018(令和元)年度;第2期:2019(令和2)年度~2024(令和6)年度)」を策定し、北区の特色ある地域福祉の取り組みを進めてきました。
- この第1期、第2期計画に掲げた基本理念と大切にしたい視点を継承・発展させ、地域の福祉課題の解消に向けた取り組みを継続するため、このたび2025(令和7)年度~2029(令和11)年度を期間とする「第3期大阪市北区地域福祉計画」を策定するものです。

第3期大阪市北区地域福祉計画の推進

- 第3期大阪市北区地域福祉計画(以下、「本計画」という。)においては、コロナ禍におけるさまざまな制約や課題に対する「気づき」や「創意工夫の実践」を踏まえつつ、国の動向や第1期及び第2期計画より続く「包括的支援と参加・協働の推進」という地域福祉の潮流を継承・発展させ、「住民一人ひとりが主体となって、ともに支えあう地域づくり」「一人ひとりに寄り添う“きめ細やかな、相談・支援の充実”」「『ふくしのまなび』から『福祉の担い手』『参加し交流する場』づくりへ」「多様な担い手が役割を分担し、協働して支援を行う仕組みづくり」を進めていきます。
- 本計画に基づき、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現をめざし、この北区においても、地域における福祉課題の解消に向け、さらに取り組みを進めていきます。

趣旨

- 本計画は、福祉のまちづくり(地域福祉の推進)を実現するため「基本理念」と「大切にしたい視点」、「取り組みの柱」で構成しています。
- 各々の事業や取り組みについては、主に北区役所が主体となり、北区社会福祉協議会、区民及び地域団体、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、医療機関、企業・事業所、各種団体などの関係機関が、各々の役割を果たしながらお互いに協力・協働して、実現していくものです。

基本理念

全ての人がつながり、支えあって生きるまち 北区

～一人ひとりがあるのまま、自分らしく暮らし、まなび、集う地域づくり～

1

住民一人ひとりが主体となって、ともに支えあう地域づくり

- 北区における地域共生社会の実現に向け、自分たちが住んでいる地域をより良くしていきたいという住民の思いをつなげ、地域住民が主体的に地域での課題を発見し、解決に向けた活動が「自助」「共助」「公助」の役割分担のもと進められる取り組みを支援していきます。
- 従来から継続する地域コミュニティと、大規模開発などにより形成される新しいマンションコミュニティや、子育て、防災・防犯、地域おこしなど目的によりつながった新たな形態のコミュニティなど、多様なコミュニティの活性化や連携、また、区内企業・事業所などを含む多様な主体の地域活動への参画と交流が促進される環境づくりを進めます。

イラスト

将来イメージ

- ・住民が主体となって地域課題について話しあい、相互のつながりあい・支えあいによる地域福祉活動が進んでいる。
- ・世代や属性を超えた日頃からの交流や見守り、助けあい活動により、災害や緊急時の備えが充実している。
- ・地域福祉に関する多様な主体の参画による「新たなつながり」が広がっている。
- ・地域での多様な取り組みがすべての区民に情報提供され、共有されている。

主な取り組み

- ① 地域課題の解決に向けた取り組みの支援(小地域計画の策定・推進)
- ② 地域コミュニティの活性化と多様なコミュニティ活動の担い手の連携の促進(コミュニティ活性化)
- ③ 地域における安全・安心の取り組み(防犯・見守り)
- ④ 災害時にも支えあえるつながりづくり(防災)

2

一人ひとりに寄り添う“きめ細やかな”相談・支援の充実

- 属性を問わない包括的な相談・支援体制づくりやなど、施策横断的な課題解決に向けた取り組みをさらに推進していきます。
- さまざまな属性、課題を抱える住民が、地域で社会的に孤立することなく、必要なときに必要な相談や支援を適切に受け取ることができるよう、日常からの見守りや相談体制の充実に引き続き取り組むとともに、各々の個性と尊厳が尊重され、地域において自立した生活を送れるよう、虐待防止や権利擁護の取り組みを一層推進していきます。
- 全ての住民に対し、必要な情報が適切に届くよう、効果的・効率的な情報発信を進めます。

将来イメージ

- ・高齢者・障がい者・ひとり親・生活困窮者など、支援を必要とする区民に対し、世代や属性を超えた包括的な相談支援体制が進められている。
- ・子ども・困難な問題を抱えた女性・高齢者・障がい者など、社会的弱者に対する虐待防止や判断能力が不十分な人への対応など、権利擁護と安心・安全の確保などの支援体制が整っている。
- ・子育て世帯や子ども・青少年が暮らしやすい取り組みが進んでいる。

主な取り組み

- ① 地域における見守り・相談支援体制の充実(見守り相談室・民生委員・児童委員活動)
- ② 地域で安心して暮らすことのできる支援の充実(障がい者地域自立支援・高齢者包括支援・生活困窮者自立支援)
- ③ 子ども、青少年が健やかに育つための支援の充実(子育て支援・北区版ネウボラ)
- ④ 虐待防止と権利擁護支援の強化(DV被害者支援・虐待防止・権利擁護)
- ⑤ 包括的(重層的)支援体制の構築(地域支援連絡会議・総合的支援調整会議「つながる場」)

3

「ふくしのまなび」から「福祉の担い手」 「参加し交流する場」づくりへ

- 地域のさまざまな「居場所」や持ち場(役割)に参加し、交流や活動をした人が増え、またそこで支援を受けた人が別の課題を抱えた人を支援する役割と機会が生まれることで、地域において支えあう関係が構築され継続していくような福祉の地域づくりをめざし、区民の福祉意識の醸成と地域福祉への理解と関心の向上により地域福祉人材の育成・確保に取り組むとともに、地域福祉の活動の場「居場所」と「機会」を生み出すことで、すべての住民の地域社会への参加支援につなげていきます。

将来イメージ

- ・区民の地域福祉への理解や関心度が高まり、地域福祉活動への参加者が増加している。
- ・地域においてさまざまな地域福祉活動の場が生まれ、幅広い年代の区民の参加や交流が活発に行われている。
- ・地域福祉に関する活動の担い手の発掘と人材育成が促進している。

主な取り組み

- ① 福祉マインド(意識)の向上(研修・広報・情報発信・交流を通じた理解促進)
- ② 新たな地域福祉の担い手の発掘と育成支援(ボランティア活動支援・認知症サポーター)
- ③ 世代や属性を超えて地域とつながり、交流・参加できる機会や居場所を生み出す支援(ふれあい喫茶・認知症カフェ・百歳体操)

地域福祉とは…

- 北区では、年齢、性別、国籍、障がいの有無など、多様な特性や背景を持つ人々が地域で暮らし、また、職場で働く人々、学校でまなぶ人々、さまざまな文化・社会活動を行う人々などが地域とともに活動しています。
- 「地域福祉」とは、このような地域に集うさまざまな人々が、自分らしく安心して住み、暮らし、まなび、働くことができるよう、地域に関わる全ての人々が主役となり、ともに支えあい、生活をともに楽しむ地域をつくりあげていくことです。
- 各地域において地域社会福祉協議会、地域活動協議会、民生委員・児童委員・主任児童委員など、さまざまな活動主体によって各地域の実情や課題にあわせた取り組みや地域福祉を推進していくための仕組みづくりが進められてきています。

4

多様な担い手が役割を分担し、協働して支援を行う仕組みづくり

- さまざまな属性、課題を抱える住民が、地域で社会的に孤立することなく、必要なときに必要な相談や支援を適切に受け取ることができる包括的・重層的相談支援体制づくりのために、住民を含む多様な主体が連携を深め、各々の強みを発揮しての地域福祉活動への参画と協働が促進される体制づくりを進めます。

将来イメージ

- ・区民、地域団体、NPO、福祉事業者、企業など、多様な活動主体が、互いを尊重しつつ連携することで各々の強みを発揮し、地域課題の解決に向けて協働する取り組みが広がっている。

主な取り組み

- ① 包括的(重層的)支援体制の構築(地域支援連絡会議・総合的支援調整会議「つながる場」)
- ② 民間企業等、多様な主体の地域福祉活動への参画と協働の推進(企業連携)

イラスト